

<論文(税法)>

## 標準世帯における所得再分配効果の推移(2014年以降の影響)

小野 正 芳

### 要旨

2000年以降、社会保険・税ともにその負担は増してきた。社会保険料は年々増加し、減税措置はなくなり、所得控除も縮小されている。したがって、絶対額としての各個人の負担は高まっている。その一方で、その負担は高所得者に多く課されており、標準世帯全体としては、格差がより小さい状態へと向かっているといえる。ただし、高所得者の負担のみを大きくすることでジニ係数を高め、社会全体の豊かさが高まっているわけではない。

### キーワード

所得再分配      ジニ係数      社会保険料      上限ありの定率負担  
所得税・住民税      累進課税      定額の児童手当

### 1. はじめに

本稿は、小野 [2014] のその後の推移を考察するものであり、2004年～2019年の制度改正により、標準世帯における所得再分配効果がどの程度機能しているのかを考察する。ここで、標準世帯とは、夫婦と子供2人の世帯、かつ、有業者が1人だけの世帯である(総務省 [2019])。

2000年以降、個人の所得に大きな影響を与える制度改正が続いている。社会保険料率の上昇、給与所得控除の段階的縮小、配偶者控除の適用対象の縮小に代表される所得税・住民税における所得控除項目の扱いの変更、所得税最高税率の上昇、児童手当の復活など、毎年のように、個人の生活に大きな影響を与える制度改正が続いている。その中でも、子どもがいる家庭に関連する制度改正、高所得者に関連する制度改正の影響は大きい。

例えば、民主党政権下では“子ども手当”が創設され、15才以下の子ども1人あたり年額156,000円(月額13,000円)の“子ども手当”が支給されることとなった。その代わりに、15歳以下の扶養家族に関する扶養控除が廃止された。

仮に課税所得200万円程度(給与所得550万円程度)の標準世帯の世帯主であれば、15歳以下の扶養家族が1名いなくなることにより、所得税及び住民税が71,000円増加する<sup>1</sup>。15歳以下の扶養家族がいる課税所得200万円程度の標準世帯の世帯主の場合、“子ども手当”による収入増(156,000円)と扶養控除廃止による税額増(71,000円)が相殺され、純額で年額85,000円程度の収入増となる。

課税所得が350万円程度の標準世帯の世帯主であれば、子ども手当が年額156,000円であるのに対し、所得税及び住民税の増加額は109,000円となり<sup>2</sup>、年額47,000円の増加にしかならない。なお、子どもがいない家庭においては、当然のことながら、“子ども手当”および扶養控除の廃止に伴う税負担に変化はない。

その後、自民政権になると、“児童手当”が復活し(“子ども手当”廃止)、3歳以上15歳以下の子供を持つ親に年額12万円が給付されることとなった<sup>3</sup>。“子ども手当”よりも給付額が引き下げられたが、扶養控除は廃止されたままで復活していない。そのため、課税所得200万円程度の標準世帯の世帯主は、“子ども手当”創設前と比べて、純額で年額49,000円程度の収入増にしかなかった<sup>4</sup>。つまり、子供を持つ世帯の負担が大きくなっている。

また、厚生年金保険料率は2004年に13.93%であったものが2017年までに18.3%まで引き上げられ固定されたが、2020年からは料率が乗じられる標準報酬月額の上限額が1段階引き上げられ、標準報酬月額を650,000円とする32等級が新

---

<sup>1</sup> 所得税における扶養控除は380,000円、課税所得200万円の場合の税率は10%であるので、扶養控除がなくなることにより所得税が38,000円増加する。住民税における扶養控除は330,000円、税率は一律10%であるので、扶養控除がなくなることにより住民税が33,000円増加する。あわせて71,000円の増加となる。

<sup>2</sup> 所得税率20%×扶養控除380,000円+住民税率10%×扶養控除330,000円。

<sup>3</sup> 3歳未満は年額18万円。一定上の所得がある場合には、子ども1名につき年額6万円が給付される。

<sup>4</sup> “児童手当”による収入増120,000円-所得税・住民税増加額71,000円。

設される。つまり、高所得者の保険料納付額が増え、負担が大きくなっている。

以上の指摘はかなりラフな計算に基づくものであるが、所得控除の廃止と組み合わされた子ども手当、高所得者に限定された厚生年金保険料の増額などは、再分配に大きな影響を与えると考えられるのである。そこで、本稿では、2000年以降におけるデータを使い、子どもがいる世帯の所得再分配の状況を分析したい。小野〔2014〕において2013年までの状況を考察したが、その後の制度改革等がどのように再分配に影響を与えているかを考察する<sup>5</sup>。

所得再分配の状況はジニ係数の変化によって確認する。具体的には、総務省の「家計調査」における標準世帯の世帯主の年収から社会保険料および税を求め、社会保険料・税負担前のジニ係数が社会保険料・税によってどの程度引き下げられているかを分析する。

標準世帯のデータに限定するのは、小野〔2014〕と同様、以下の理由による<sup>6</sup>。

第1の理由は、子どもがいる世帯における所得再分配の状況を分析したいからである。標準世帯とは、夫婦と子ども2人で構成され、夫婦のうち一方だけが働いている世帯であり、総務省家計調査では、昭和47年以降「4人世帯（有業人員1名）」とされている。

「家計調査」の標準世帯のデータでは世帯構成員が4名、配偶者の有業率ゼロ、18歳未満の世帯人員がほぼ2に近い値となっている。また、世帯主の年齢は30～40才台であり、勤労者に限定されている。つまり、「家計調査」における標準世帯は夫婦2人と子ども2人からなり、世帯主は会社勤めをしている30～40才台で、その子どもはほぼ18才未満の家庭ということになる。したがって、必ず社会保険料負担をしているはずであるし<sup>7</sup>、所得控除項目も似たような構成となるであろう。そのため、子どもがいる世帯における所得再分配の状況が

---

<sup>5</sup> 本稿では可処分所得に焦点を当て、医療給付等は考慮していない。

<sup>6</sup> 石川〔2004〕では1984年から2003年の標準世帯を使った所得再分配の分析がなされている。そこでは標準世帯のデータを採用する理由として、①世帯収入が有業人員の数に大きく影響されること、②家族構成を固定しないと、税制の効果を正確に評価できないこと、③我が国の給与水準は年功制が強いことが挙げられている（石川〔2004〕108-109頁）。

鮮明に表れると考えられる。

第2の理由は、世帯における有業人員の違いによる格差の影響を取り除きたいからである。フルタイムの勤労者が2名の世帯と1名の世帯とでは、その世帯収入は異なるであろう。一般に、有業人員が多いほど収入は多くなると考えられる。有業人員の違いが世帯収入の違いにつながっているのであれば、その世帯所得の違いを所得格差などの問題としてとらえることができず、適切な所得再分配がなされたかどうかを判断することもできない。

第3の理由は、世帯構成員を固定することによって、社会保険料や所得控除などを特定できるからである。一定のモデル世帯を想定することによって、様々な条件を変化させた場合の影響を明らかにできる。

上記の理由に基づき、2000年以降の標準世帯のデータを使って分析を進めることにする。

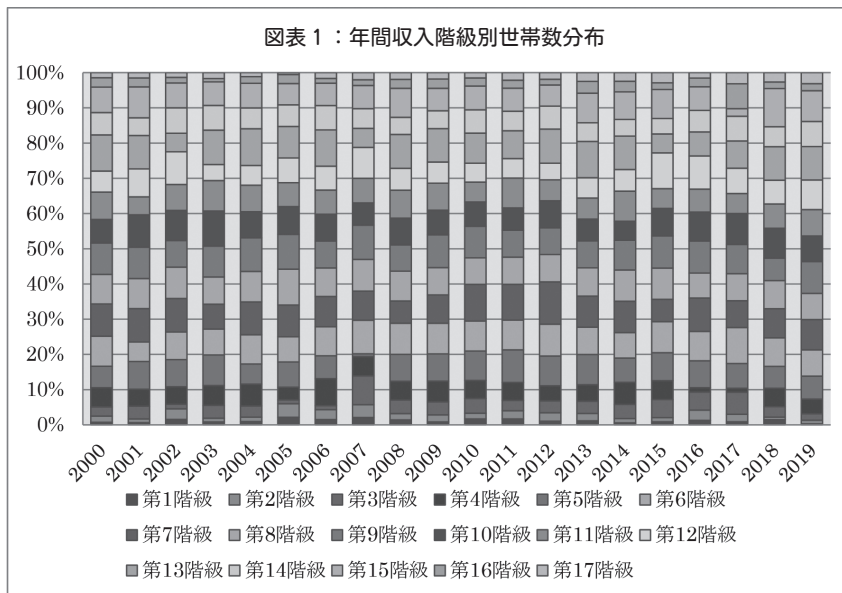
## 2. 当初収入段階の状況

まずは、社会保険料や税などの社会コストが差し引かれる前の、当初収入段階の状況を見てみよう。図表1は階級別の世帯数分布を示したものである。「家計調査」では、標準世帯の年間収入別に17階級に分けている<sup>8</sup>。

<sup>7</sup> 勤労者の場合、社会保険料は給与から天引きされるため、未納状態であることはないと考えられる。

<sup>8</sup> 階級ごとの年間収入は次の通りである。

階級	年間収入	階級	年間収入
第1階級	250万円未満	第10階級	700万円未満
第2階級	300万円未満	第11階級	750万円未満
第3階級	350万円未満	第12階級	800万円未満
第4階級	400万円未満	第13階級	900万円未満
第5階級	450万円未満	第14階級	1,000万円未満
第6階級	500万円未満	第15階級	1,250万円未満
第7階級	550万円未満	第16階級	1,500万円未満
第8階級	600万円未満	第17階級	1,500万円以上
第9階級	650万円未満		



ただし、「家計調査」における年間収入階級は便宜的なものにすぎない<sup>9</sup>。「家計調査」では、調査対象となった標準世帯の「調査月の平均月収」と「調査月を含む直近12ヶ月分の収入」が調査され、後者に基づいて階級区分がなされているからである<sup>10</sup>。そのため、「調査月の平均月収の12倍」と「調査月を含む直近12ヶ月分の収入」が等しくなるとは限らない。

例えば、2013年の第6階級（年間収入500万円未満）における「調査月を含む直近12ヶ月分の収入」は475万円であるが、この階級に属する世帯主の「調査月の平均月収（勤め先収入）」は339,145円であり、年収に換算すると約407

<sup>9</sup> 石川 [2004] においても同様の指摘がなされている。

<sup>10</sup> 「家計調査」は月単位で行われており、標準世帯については1世帯につき6ヶ月間の調査が行われる。調査が終わると別の標準世帯に調査対象が移る。本稿が対象とする標準世帯に関するデータのタイトルは「4人世帯（有業者1人）年間収入階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」となっていることから、調査単位が「月」であることがわかる。

万円となる<sup>11</sup>。この原因として考えられるのは、調査月の直近12ヶ月の間に勤務先での給与が大幅に変化したことである。つまり、上記の例でいうと、調査月の直近12ヶ月の間に、前職よりも給与水準の低い職場へ移動したことなどが考えられる。そのため、調査月を含む直近12ヶ月においては前職における高い給与と現職における低い給与が合計される一方で、平均月収は低い給与で計算されることになり、「調査月の平均月収の12倍」と「調査月を含む直近12ヶ月分の収入」が等しくならないのである。所得再分配の状況を見るためには「調査月の平均月収の12倍」のほうが適切であろう。本稿では「調査月の平均月収の12倍」の値を使って分析を進めることにする。

また、2013年の第5階級（年間収入450万円未満）に属する世帯主の平均月収は372,035円であり、年収に換算すると約446万円となる。そのため、「調査月の平均月収の12倍」で比較すると第5階級と第6階級の値が逆転してしまう。つまり、本稿の目的のために適切であると考えられる収入データを用いると階級間の移動が生じるのであり、「調査月の平均月収の12倍」を使った分析を行うためには、データの並び替えが必要となる。なお、階級間の移動が図表2の通り生じており、かなりの頻度で階級間の逆転が生じていることがわかる。

この際1つ注意しなければならないことがある。「家計調査」における2013年の第5階級の換算年間収入は446万円、第6階級の換算年間収入は407万であり、いずれも元の階級で言えば第5階級に属するべき収入となる。これを並べ替えると、本来なら第5階級に属すべき446万円の収入がある層を第6階級として扱うことになる。つまり、本稿において、階級は便宜的なものである。

この並べ替えはジニ係数を求めるためにも必要である。ジニ係数を求める際には、データが小さい方から並んでいなければならない。したがって、上記の

---

<sup>11</sup> 「家計調査」において「勤め先収入」以外に、「財産収入」や「社会保障給付」といった収入項目も設定されている。ただし本稿では、「家計調査」における標準世帯が勤労者（勤め人）世帯に限定されていること、社会保険料は勤め先収入に基づいて決定されることから、「勤め先収入」だけを取り上げることとする。なお、「家計調査」においてもほとんどの場合、経常収入のほとんどを「勤め先収入」が占めている。

図表 2：隣接階級区分での年収逆転発生頻度

年	第2 1階 級級	第3 2階 級級	第4 3階 級級	第5 4階 級級	第6 5階 級級	第7 6階 級級	第8 7階 級級	第9 8階 級級	第10 9階 級級	第11 10階 級級	第12 11階 級級	第13 12階 級級	第14 13階 級級	第15 14階 級級	第16 15階 級級	第17 16階 級級
2000											○					
2001											○					
2002	○									○		○				
2003	○				○				○							○
2004																
2005	○				○						○					
2006	○			○												
2007	○			○								○				
2008						○		○		○						
2009						○										
2010	○		○													
2011										○	○					
2012										○						
2013					○											
2014							○					○				
2015						○					○					
2016	○										○					
2017	○				○		○						○			
2018																
2019	○					○			○							○

ように本来の階級の意味はなくなってしまうけれども、ジニ係数を求めるためにも並べ替えが必要なのである。

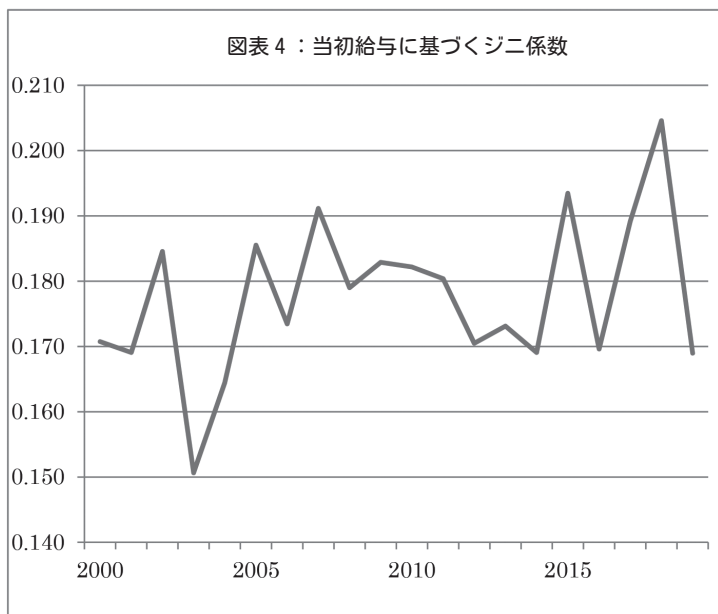
上記の理由から、標準世帯の収入データを「調査月を含む直近12ヶ月分の収入」による区分から、「調査月の平均月収の12倍」による区分へと並び替える作業を行うことが必要となり、並び替え後の状況は図表3の通りである。

図表3：当該月の収入の12倍に基づく階級区分（並び替え後）

年	第1階級	第2階級	第3階級	第4階級	第5階級	第6階級	第7階級	第8階級	第9階級	第10階級	第11階級	第12階級	第13階級	第14階級	第15階級	第16階級	第17階級
2000	298	335	347	374	423	486	489	516	595	659	668	684	783	851	900	1,071	1,268
2001	225	302	362	403	443	460	512	530	566	585	664	666	747	869	883	1,141	1,411
2002	287	305	318	394	409	455	463	492	593	595	633	692	721	831	921	1,223	1,589
2003	295	340	345	359	455	460	479	530	581	583	633	703	737	743	856	1,054	1,089
2004	307	319	356	398	428	468	476	521	544	592	638	642	775	782	967	988	1,161
2005	283	343	351	361	396	407	460	529	544	620	656	660	728	792	986	1,259	1,408
2006	314	344	369	399	410	464	500	534	574	629	632	680	760	892	960	1,018	1,189
2007	270	344	392	405	438	473	495	527	571	631	680	741	749	865	913	1,204	1,619
2008	271	332	371	403	405	468	470	559	567	632	654	688	750	839	905	1,031	1,395
2009	309	337	343	380	413	446	467	509	531	576	605	656	744	799	918	1,109	1,344
2010	314	322	377	381	442	457	490	539	597	611	636	673	737	801	981	1,200	1,439
2011	310	353	365	371	433	461	470	510	539	591	618	625	732	821	921	1,092	1,357
2012	286	293	326	382	430	464	492	548	581	618	651	699	718	726	871	1,169	1,440
2013	330	335	374	389	407	446	508	531	541	604	690	691	695	763	823	1,096	1,262
2014	263	271	380	382	423	468	500	540	590	650	657	694	738	800	904	992	1,182
2015	249	306	345	363	436	438	512	525	566	606	607	713	733	798	953	1,190	1,371
2016	296	326	349	367	445	457	483	511	562	582	613	642	665	783	949	1,094	1,332
2017	248	348	357	363	425	439	487	505	514	567	653	726	753	860	896	915	1,320
2018	257	315	343	366	397	469	473	525	562	576	593	691	770	801	919	1,158	1,765
2019	270	270	374	390	402	488	545	561	564	571	599	664	760	876	947	1,125	1,194



このデータに基づくジニ係数は図表4のとおりであり、2003年に大きく低下するが、それ以外の年は0.18前後の値となっている。ただし、2015年前後から、0.2を超える年が出現している点は気になる点である。



### 3. 社会保険制度・税制

日本では社会保険・税を通じて所得再分配がなされている。各個人の事情を考慮するための諸々の制度が存在するが、本節では標準世帯の世帯主すべてが関わってくる社会保険制度と税制による所得再分配効果を分析する。本稿では社会保険料を税と同等に扱うこととする。国民である以上、個々人の判断で社会保険制度への加入を決めることはできず、社会保険料を負担することが法律上の義務とされているからである。

本稿では標準世帯を対象としているが、世帯構成員を特定しておかなければ、詳しい分析が行えない。そこで、小野 [2014] と同様、本稿での構成員を次の通りと仮定する。

世帯主：納税者。勤労者（40才台）であり、厚生年金・協会けんぽ（政府管掌保険）に加入していると仮定する。

配偶者：無業者であると仮定する。

子：15才以上19才未満が1人、15才未満が1人と仮定する。

## (1) 社会保険

2000年以降、社会保険料（従業員負担分のみ）は図表5のとおり推移している。

図表5：社会コスト負担率（従業員負担分のみ）

年	年 金		健 康		雇 用	介 護
	月収分	賞与分	月収分	賞与分		
2000	8.675%	0.500%	4.250%	0.300%	0.400%	0.535%
2001	8.675%	0.500%	4.250%	0.300%	0.600%	0.535%
2002	8.675%	0.500%	4.250%	0.300%	0.700%	0.535%
2003	6.790%		4.100%		0.700%	0.445%
2004	6.967%		4.100%		0.700%	0.555%
2005	7.144%		4.100%		0.800%	0.625%
2006	7.321%		4.100%		0.800%	0.615%
2007	7.498%		4.100%		0.600%	0.615%
2008	7.675%		4.100%		0.600%	0.565%
2009	7.852%		4.100%		0.400%	0.595%
2010	8.029%		4.670%		0.600%	0.750%
2011	8.206%		4.750%		0.600%	0.755%
2012	8.383%		5.000%		0.500%	0.775%
2013	8.560%		5.000%		0.500%	0.775%
2014	8.737%		5.000%		0.500%	0.860%
2015	8.914%		5.000%		0.500%	0.790%
2016	9.091%		5.000%		0.400%	0.790%
2017	9.150%		5.000%		0.300%	0.825%
2018	9.150%		5.000%		0.300%	0.785%
2019	9.150%		5.000%		0.300%	0.865%

2002年まで、厚生年金保険料と健康保険料を計算する際の料率は、月収分と賞与分で異なっていた。図表5にあるとおり、月収に対して厚生年金保険料は

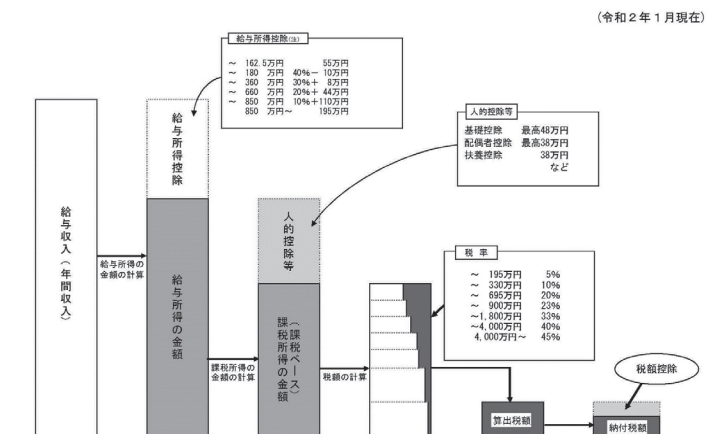
8.675%、健康保険料は4.25%が乗じられ、賞与に対して厚生年金保険料は0.5%、健康保険料は0.3%が乗じられ計算されていた。

2003年からは総報酬制が導入され、月取と賞与の合計額に対して、厚生年金保険料は6.79%、健康保険料は4.1%が乗じられ計算されることとなった<sup>12</sup>。

## (2) 所得税・住民税

所得税および住民税は、図表6の流れて計算される。

図表6：所得税・住民税の計算フロー



([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/b01.htm#a02](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b01.htm#a02)より)

所得控除項目には様々な項目があるが、本稿では標準世帯を対象としており、子どもがいる世帯に焦点を当てているため、すべての標準世帯に関わる控除項目および子どもに関する控除項目以外はないものと仮定することとした。すなわち、社会保険料控除、配偶者控除、(特定)扶養控除、基礎控除のみを計算に組み込むこととした。これら所得控除項目については図表7のとおりである。

<sup>12</sup> 厚生年金保険料については標準報酬月額620,000円を超える部分、賞与1,500,000円を超える部分、健康保険料については標準報酬月額1,210,000円を超える部分、年間賞与5,400,000円を超える部分については保険料を算定する際に無視される。つまり、高収入の部分には社会保険料がかからないということである。なお、厚生年金保険料については2020年からは標準報酬月額650,000円を超える部分が無視されることになる。

図表 7：所得控除

	所得税	住民税	備 考
配偶者控除	38万円	33万円	配偶者の所得が38万円以下の場合に適用。
扶 養 控 除	38万円	33万円	2010年まで、15才以下の子に対して適用。 2011年以降は16才以上19才未満の子に対して適用。
特 定 扶 養 控 除	63万円	45万円	2010年までは16才以上23才未満の子に対して適用。 2011年以降は19才以上23才未満の子に対して適用。
基 礎 控 除	38万円	33万円	

配偶者控除は所得が38万円以下の配偶者がいる場合に適用される。本稿では、世帯主を納税者、配偶者を無業者であると仮定している。したがって、すべての年度の世帯主の税額計算において、配偶者控除が適用される<sup>13</sup>。

扶養控除について、2010年までは15才以下の子に対して適用され、2011年以降は16才以上19才未満の子に対して適用されている。特定扶養控除について、2010年までは16才以上23才未満の子に対して適用され、2011年以降は19才以上23才未満の子に対して適用されている。

本稿での所得控除の適用状況は図表 8 のとおりである。

図表 8：本稿での所得控除適用状況

	～ 2010年	2011年～
配 偶 者 控 除	適用（2003年以前は配偶者特別控除も併せて適用）	適用
扶 養 控 除	適用（15歳以下の子）	適用（16歳以上の子）
特定扶養控除	適用（16歳以上の子）	×
基 礎 控 除	適用	適用

<sup>13</sup> 配偶者特別控除について、2003年までは納税者の所得が1,000万円以下、かつ、配偶者の所得が38万円以下の場合に適用されていた。つまり、2003年以前は上記の条件を満たすと、配偶者控除と配偶者特別控除の両方が適用されていた。しかし、2004年以降はどちらか一方の適用となった。本稿では配偶者は無業者であると仮定しているため、すべての年度において配偶者控除が適用される。したがって、2004年以降は配偶者特別控除は適用されない。

標準世帯における所得再分配効果の推移（2014年以降の影響） 小野

2003年まではすべての所得控除が適用されていたが、2011年以降は配偶者控除、扶養控除、基礎控除の3つだけが適用されている。配偶者特別控除と特定扶養控除がなくなるだけで所得は101万円増加し、その分だけ増税となる。なお、本稿が対象とする標準世帯において“児童手当”および“子ども手当”の額は2009年までは年額60,000円（年収860万円以上の場合、支給なし）、2010年は年額156,000円、2011年は年額120,000円、2012年以降は年額120,000円（年収960万円以上の場合、半額支給）である。

2000年以降、所得税率は図表9のとおり、住民税率は図表10のとおり推移している。

2007年より国から地方へ税源を移譲したため、所得税率と住民税率が変更されている。なお、図表10の住民税率は所得割であり、このほかに年額5,000円の均等割が課される（2014年以前は4,000円）。また、2006年まで定率減税が実施されており、その状況は図表11のとおりである。

図表9：所得税率

	課税所得	税率	控除額
～2006年	～ 330万円	10%	
	～ 900万円	20%	33万円
	～ 1,800万円	33%	123万円
	1,800万円～	40%	249万円
2007年～ 2015年	～ 195万円	5%	
	～ 330万円	10%	9.75万円
	～ 695万円	20%	42.75万円
	～ 900万円	23%	63.6万円
	～ 1,800万円	33%	153.6万円
	1,800万円～	40%	279.6万円
2016年～	～ 195万円	5%	
	～ 330万円	10%	9.75万円
	～ 695万円	20%	42.75万円
	～ 900万円	23%	63.6万円
	～ 1,800万円	33%	153.6万円
	～ 4,000万円	40%	279.6万円
	4,000万円～	45%	479.6万円

図表10：住民税率（所得割）

	課税所得	税率	控除額
～ 2006年	～ 200万円	5%	
	～ 700万円	10%	10万円
	700万円～	13%	31万円
2007年～	一律	10%	

図表11：定率減税

	所得税		住民税	
	減税率	上限	減税率	上限
～2005年	20%	25万円	15%	4万円
2006年	10%	12.5万円	7.5%	2万円

### (3) 実効社会保険料率と実効税率

図表3で示した並び替え後のデータに基づき、社会保険料および所得税・住民税を計算し、実効値を以下に示す。ただし、社会保険料および所得税・住民税額を示すのではなく、当初所得に対する割合で示す。

図表12は、実効社会保険料率であり、当初収入に対する社会保険料の割合を示している。

全体的に見て、年を追うごとに、実効社会保険料率は高くなっており、全体的に社会保険料負担が高まっていることがわかる。

2000～2002年においては、階級が上がるほど収入に対する保険料の割合が低下し、一定の収入を超えると急激に保険料率が下がる点の特徴である。2002年までは月収部分に対する料率と賞与部分に対する料率が異なっており、収入に占める賞与の割合が高ければ、賞与に対する保険料は少なくなるが故に、収入全体に対する保険料の割合は低くなるのである。階級が上がるほど収入に占める賞与の割合は高くなっていくと考えられるため、収入全体に占める保険料の割合は低くなっていく。そして、標準報酬月額が620,000円を超えると保険料が定額負担になるため、収入に占める保険料の割合が急激に低くなる。

2003年以降は総報酬制が導入されたため、賞与に対する社会保険料が有利になる状況は解消され、第1階級～第15階級の実効社会保険料率はほぼ同じである。ただし、社会保険料の上限は相変わらず残っているため、第16階級・第17階級の実効保険料率は第15階級以下の実効保険料率よりも低くなっている。

図表13は、実効税率であり、当初収入に対する所得税・住民税の割合を示している<sup>14</sup>。どの階級においても、徐々に負担が大きくなっていることが確認できる。特に、配偶者特別控除の上乗せが廃止された2004年、定率減税が終了した2007年、扶養控除・特定扶養控除の対象が変更された2011年に大きな変化が

<sup>14</sup> 小野 [2014] 41頁でも同様の図表を示したが実効税率の計算に一部誤りがあった。実効税率計算の際に使用した速算表における控除額に誤りがあった。本稿では修正したうえで、改めて実効税率を計算している。

生じていることが確認できる。いずれも所得控除項目の削減であり、増税である。したがって、いずれの年においても実効税率の上昇という形でそれが現れている。

図表14は、実効社会コスト負担率であり、当初収入に対する社会保険料および所得税・住民税の割合を示している。図表12・図表13とあわせて見てみたい。図表13は実効税率であるから、累進課税の効果が現れている。例えば2019年というと、最も低い所得層（第1階級）は収入の1.6%の税を支払ったのに対して、最も高い所得層（第17階級）は収入の13.9%の税を支払っている。最も高い所得層は最も低い所得層の8.7倍の税負担となっているわけである。しかし、図表12からも明らかのように、社会保険料は定率負担であるどころか、最も高い所得層の場合には低い所得層よりも実効社会保険料率が低くなる。そのため、全体の負担を示す図表14では税負担を示す図表13ほどの累進的な負担率にはなっていない。日本においては累進課税によって社会の不公平感をなくす仕組みがとられているといわれているが、第1階級に属する者にとって累進的な部分のごく一部でしかないのである。

図表12：平均実効社会保険料率

年	第1階級	第2階級	第3階級	第4階級	第5階級	第6階級	第7階級	第8階級	第9階級	第10階級	第11階級	第12階級	第13階級	第14階級	第15階級	第16階級	第17階級
2000	13.3%	13.0%	12.5%	12.6%	12.4%	12.1%	11.9%	11.7%	11.1%	11.0%	11.4%	11.6%	11.1%	11.0%	11.2%	10.1%	9.7%
2001	14.0%	13.3%	12.8%	13.0%	12.2%	12.2%	12.4%	11.9%	11.2%	11.5%	11.3%	11.7%	11.4%	11.3%	11.0%	10.0%	9.1%
2002	13.0%	13.2%	13.0%	13.3%	12.7%	12.5%	12.3%	12.3%	11.8%	11.8%	11.6%	11.6%	11.6%	11.4%	11.3%	9.9%	8.7%
2003	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	11.8%
2004	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	11.6%
2005	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	11.4%	10.8%
2006	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	11.9%
2007	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%	11.8%	10.1%
2008	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	11.0%
2009	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%	12.5%	11.2%
2010	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	13.0%	11.8%
2011	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	13.9%	12.4%
2012	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%	13.8%	12.4%
2013	14.8%	14.8%	14.8%	14.8%	14.8%	14.8%	14.8%	14.8%	14.8%	14.8%	14.8%	14.8%	14.8%	14.8%	14.8%	14.4%	13.4%
2014	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	14.1%
2015	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	13.1%
2016	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	14.9%	13.3%
2017	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	13.4%
2018	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	15.2%	14.3%	11.5%
2019	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	14.7%	14.2%



図表13：平均実効税率（所得税・住民税）

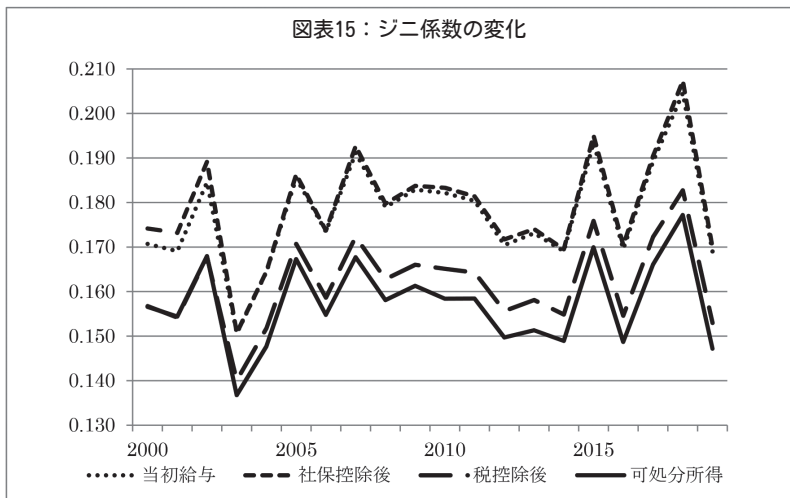
年	第1階級	第2階級	第3階級	第4階級	第5階級	第6階級	第7階級	第8階級	第9階級	第10階級	第11階級	第12階級	第13階級	第14階級	第15階級	第16階級	第17階級
2000	0.1%	0.1%	0.1%	0.3%	0.9%	1.9%	2.0%	2.4%	3.2%	3.9%	3.9%	4.1%	5.3%	6.0%	6.8%	9.3%	12.3%
2001	0.1%	0.1%	0.2%	0.5%	1.3%	1.6%	2.2%	2.5%	2.9%	3.1%	3.9%	3.9%	4.9%	6.2%	6.6%	10.2%	14.0%
2002	0.1%	0.1%	0.1%	0.4%	0.7%	1.4%	1.6%	2.0%	3.1%	3.1%	3.5%	4.2%	4.6%	5.7%	7.1%	11.0%	18.4%
2003	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	1.5%	1.6%	1.8%	2.5%	3.0%	3.0%	3.4%	4.3%	4.7%	4.8%	5.9%	8.6%	9.1%
2004	0.3%	0.4%	0.9%	1.6%	2.1%	2.6%	2.7%	3.2%	3.4%	3.8%	4.4%	4.4%	5.8%	5.9%	8.4%	8.7%	10.7%
2005	0.1%	0.6%	0.7%	0.9%	1.6%	1.7%	2.5%	3.2%	3.4%	4.1%	4.5%	4.5%	5.3%	5.9%	8.5%	11.7%	13.4%
2006	0.4%	0.6%	1.1%	1.7%	1.9%	2.8%	3.2%	3.6%	4.0%	4.6%	4.7%	5.3%	6.2%	8.0%	9.0%	9.7%	11.9%
2007	0.1%	1.2%	2.2%	2.4%	3.0%	3.5%	3.8%	4.2%	4.7%	5.2%	5.8%	6.6%	6.7%	8.3%	9.1%	13.1%	18.0%
2008	0.1%	0.9%	1.7%	2.4%	2.4%	3.4%	3.5%	4.5%	4.6%	5.2%	5.4%	5.9%	6.7%	7.8%	9.0%	10.7%	15.2%
2009	0.6%	1.0%	1.1%	1.9%	2.6%	3.1%	3.4%	4.0%	4.2%	4.7%	4.9%	5.4%	6.6%	7.2%	9.2%	11.8%	14.7%
2010	0.6%	0.7%	1.7%	1.8%	2.9%	3.1%	3.6%	4.2%	4.7%	4.8%	5.0%	5.5%	6.3%	7.0%	9.7%	12.7%	15.3%
2011	2.6%	3.3%	3.5%	3.6%	4.5%	4.8%	4.9%	5.3%	5.5%	5.9%	6.1%	6.1%	7.7%	8.5%	10.6%	12.8%	15.8%
2012	2.0%	2.2%	2.8%	3.7%	4.4%	4.8%	5.1%	5.5%	5.9%	6.4%	6.7%	7.3%	7.5%	7.5%	9.9%	13.6%	16.5%
2013	2.8%	2.9%	3.5%	3.8%	4.0%	4.6%	5.2%	5.4%	5.5%	6.2%	7.1%	7.1%	7.2%	8.0%	9.1%	12.7%	14.6%
2014	1.5%	1.7%	3.6%	3.7%	4.2%	4.8%	5.1%	5.4%	6.0%	6.6%	6.7%	7.1%	7.6%	8.6%	10.2%	11.3%	13.6%
2015	1.1%	2.4%	3.1%	3.3%	4.4%	4.4%	5.2%	5.3%	5.7%	6.1%	6.1%	7.3%	7.5%	8.5%	10.8%	13.7%	15.4%
2016	1.6%	2.7%	3.1%	3.4%	4.5%	4.6%	4.9%	5.2%	5.6%	5.8%	6.2%	6.5%	6.7%	8.3%	10.7%	12.5%	15.5%
2017	0.7%	3.1%	3.2%	3.3%	4.2%	4.4%	4.9%	5.1%	5.2%	5.7%	6.6%	7.4%	7.7%	9.5%	10.0%	10.3%	15.6%
2018	1.3%	2.6%	3.0%	3.4%	3.9%	4.8%	4.8%	5.3%	5.6%	5.8%	6.0%	7.1%	8.0%	8.6%	10.4%	13.5%	21.3%
2019	1.6%	1.6%	3.5%	3.8%	3.9%	4.9%	5.4%	5.6%	5.6%	5.7%	6.0%	6.7%	7.8%	9.7%	10.7%	13.1%	13.9%

図表14：実効社会コスト負担率(所得税・住民税・社会保険料)

年	第1階級	第2階級	第3階級	第4階級	第5階級	第6階級	第7階級	第8階級	第9階級	第10階級	第11階級	第12階級	第13階級	第14階級	第15階級	第16階級	第17階級
2000	13.4%	13.1%	12.7%	12.9%	13.3%	14.0%	13.9%	14.0%	14.4%	14.9%	15.3%	15.7%	16.4%	17.1%	18.0%	19.4%	22.0%
2001	14.2%	13.4%	13.0%	13.5%	13.5%	13.8%	14.6%	14.3%	14.1%	14.6%	15.2%	15.6%	16.3%	17.6%	17.6%	20.1%	23.0%
2002	13.1%	13.3%	13.1%	13.7%	13.3%	14.0%	13.9%	14.2%	14.9%	14.9%	15.1%	15.8%	16.2%	17.2%	18.3%	20.9%	27.1%
2003	12.1%	12.1%	12.2%	12.3%	13.5%	13.6%	13.9%	14.5%	15.0%	15.0%	15.5%	16.3%	16.7%	16.8%	17.9%	20.6%	20.9%
2004	12.7%	12.7%	13.2%	13.9%	14.4%	15.0%	15.0%	15.5%	15.7%	16.2%	16.7%	17.2%	18.1%	18.2%	20.7%	21.0%	22.4%
2005	12.8%	13.2%	13.4%	13.6%	14.2%	14.4%	15.2%	15.9%	16.0%	16.8%	17.2%	17.2%	18.0%	18.6%	21.2%	23.2%	24.2%
2006	13.2%	13.4%	14.0%	14.6%	14.8%	15.6%	16.1%	16.4%	16.8%	17.5%	17.5%	18.1%	19.0%	20.9%	21.8%	22.6%	23.8%
2007	13.0%	14.0%	15.0%	15.2%	15.8%	16.3%	16.6%	17.0%	17.5%	18.0%	18.6%	19.4%	19.5%	21.2%	21.9%	24.9%	28.2%
2008	13.1%	13.9%	14.7%	15.3%	15.4%	16.4%	16.4%	17.5%	17.5%	18.1%	18.4%	18.8%	19.6%	20.8%	21.9%	23.7%	26.2%
2009	13.5%	14.0%	14.0%	14.9%	15.5%	16.1%	16.4%	16.9%	17.2%	17.6%	17.9%	18.4%	19.6%	20.2%	22.1%	24.3%	25.9%
2010	14.6%	14.7%	15.7%	15.8%	16.9%	17.2%	17.6%	18.2%	18.8%	18.9%	19.1%	19.5%	20.4%	21.1%	23.8%	25.7%	27.2%
2011	16.9%	17.6%	17.8%	17.9%	18.8%	19.1%	19.2%	19.6%	19.8%	20.2%	20.4%	20.4%	22.0%	22.8%	25.0%	26.7%	28.2%
2012	16.7%	16.9%	17.5%	18.4%	19.0%	19.4%	19.7%	20.2%	20.6%	21.0%	21.4%	21.9%	22.1%	22.2%	24.5%	27.3%	28.9%
2013	17.7%	17.8%	18.4%	18.6%	18.9%	19.4%	20.0%	20.2%	20.3%	21.0%	21.9%	22.0%	22.0%	22.8%	23.9%	27.1%	28.0%
2014	16.6%	16.8%	18.7%	18.8%	19.3%	19.9%	20.2%	20.5%	21.1%	21.7%	21.8%	22.2%	22.7%	23.7%	25.3%	26.4%	27.7%
2015	16.3%	17.6%	18.3%	18.5%	19.6%	19.6%	20.4%	20.5%	20.9%	21.3%	21.3%	22.5%	22.7%	23.7%	26.0%	27.8%	28.5%
2016	16.9%	18.0%	18.4%	18.7%	19.8%	19.9%	20.2%	20.5%	20.9%	21.1%	21.5%	21.8%	22.0%	23.5%	26.0%	27.4%	28.8%
2017	15.9%	18.4%	18.5%	18.6%	19.5%	19.7%	20.2%	20.4%	20.5%	20.9%	21.9%	22.7%	23.0%	24.8%	25.3%	25.6%	28.9%
2018	16.5%	17.8%	18.3%	18.6%	19.1%	20.0%	20.0%	20.5%	20.8%	21.0%	21.2%	22.3%	23.3%	23.8%	25.6%	27.9%	32.8%
2019	16.9%	16.9%	18.8%	19.1%	19.2%	20.3%	20.8%	20.9%	20.9%	21.0%	21.3%	22.0%	23.1%	25.0%	26.0%	27.7%	28.1%

## (4) 所得再分配後の効果

では、社会保険料控除後、課税後の所得からジニ係数を求め、所得再分配の効果を分析してみよう。



図表15では、当初給与に基づくジニ係数（「当初給与」）、収入から社会保険料を控除した額に基づくジニ係数（「社保控除後」）、収入から税金を控除した額に基づくジニ係数（「税控除後」）、収入から社会保険料と税を控除し、児童手当（子ども手当）を加算した額に基づくジニ係数（「可処分所得」）を示した。「当初給与」のジニ係数と「社保控除後」のジニ係数はほぼ重なっている。社会保険料は定率負担であるから、これらのジニ係数を表すグラフは重なり、所得再分配効果はゼロである。しかし、ここで注目したいのは、所得再分配効果がマイナスになる（「社保控除後」がグラフ上方になる）点である。保険料に上限がある定率の社会保険制度は同じ条件下にある世帯に対しては、場合によってはマイナスの効果を持つことになってしまうのである。もちろん、社会保険制度は同じ条件下にある世帯間の所得再分配というよりも異なる世代・世帯間の所得再分配の役割があるため、同じ条件下にある世帯間でマイナスの所得再分配効果が見られるからといって、一概に悪いこととはいえないかもしれ

ない。しかし、社会保険料の支払いが税の支払いと同じく国民の義務となっている以上、税における公平性と同様の公平性が担保されるべきであろう。

「税控除後」のジニ係数はプラスの所得再分配効果をもたらしている。これは累進税率が所得再分配のために有効に機能していることを表している。また、「可処分所得」のジニ係数は「税控除後」のジニ係数よりも小さくなっており、児童手当が所得再分配に有効に機能していることを表している。

これらの特徴は2014年以降も引き続きみられるものであり、社会保険制度、税制、児童手当が所得再分配に有効に機能し続けているといえる。

ここで、ジニ係数の改善度を見てみよう。図表16は「当初給与」に基づくジニ係数と「可処分所得」のジニ係数を比較し、その低下割合を見たものである。

図表16：ジニ係数の改善度

年	当初給与	可処分所得	低下率
2000	0.171	0.157	8.29%
2001	0.169	0.154	8.69%
2002	0.185	0.168	8.98%
2003	0.151	0.137	9.23%
2004	0.164	0.148	10.18%
2005	0.186	0.167	9.83%
2006	0.173	0.155	10.78%
2007	0.191	0.168	12.25%
2008	0.179	0.158	11.68%
2009	0.183	0.161	11.80%
2010	0.182	0.158	13.06%
2011	0.180	0.158	12.17%
2012	0.170	0.150	12.18%
2013	0.173	0.151	12.60%
2014	0.169	0.149	11.92%
2015	0.193	0.170	12.15%
2016	0.170	0.149	12.32%
2017	0.189	0.166	12.23%
2018	0.205	0.177	13.38%
2019	0.169	0.147	12.89%

標準世帯における所得再分配効果の推移（2014年以降の影響） 小野

2000年から2007年にかけて、緩やかに、ジニ係数の改善度が高まっている。2000年には、所得税・住民税、児童手当によって8.29%の改善しか見られなかったが、2007年には12.25%改善している<sup>15</sup>。高所得者に有利な定率減税が2006年に終了したことが大きく寄与しているであろう。

それに対して、2007年以降は12%前後の改善率が続いている。2007年からは所得税率・住民税率が変更され、所得税率の累進度が高まる一方で、住民税率が一定となった。そもそもこの制度変更は、財源を地方に移譲するためになされたのであった（財務省 [2007]）から、この税率変更は個人の所得再分配効果を維持することが意図されていたわけであり、その点で、税率変更の目的は達成されているといえる。そのうえで、2016年以降、若干ながら、低下率がさらに高まっている傾向にある。これは、2016年以降、給与所得控除が段階的に縮小された影響の表れであろう。給与所得控除は図表17のような推移となっている。

図表17 給与所得控除の推移（単位：万円）

～ 2015年			2016年			2017年～		
給与収入	控除率	控除額	給与収入	控除率	控除額	給与収入	控除率	控除額
～ 180	0.40	0	～ 180	0.40	0	～ 180	0.40	0
～ 360	0.30	18	～ 360	0.30	18	～ 360	0.30	18
～ 660	0.20	54	～ 660	0.20	54	～ 660	0.20	54
～ 1,000	0.10	120	～ 1,000	0.10	120	～ 1,000	0.10	120
～ 1,500	0.05	170	～ 1,200	0.05	170	1,000 ～		220
1,500 ～		245	1,200 ～		230			

図表17のとおり、2016年には給与収入1,200万円以上の場合の給与所得控除は230万となり、2017年以降は給与収入1,000万円以上の場合の給与所得控除が220万円となった<sup>16</sup>。つまり、収入が増えても給与所得控除は一定額であり、

<sup>15</sup> 社会保険料は定率負担であり、一定額以上の収入に対しては課されないため、2007年までの改善は所得税・住民税、児童手当によるものである。

<sup>16</sup> なお、2020年からは給与収入850万円以上の場合の給与所得控除が195万円となる。

その分所得が増加する結果、所得税・住民税が増加することになる。その分だけ、再分配効果が高まっている構図である。言い換えると、低所得者の負担を軽くする一方で高所得者の負担を重くするのではなく、高所得者の負担のみを大きくすることによって、ジニ係数を高めているのであり、標準世帯全体が豊かになっていない。この点はジニ係数に基づく評価の限界なのかもしれない。

また、2012年からは所得制限がある定額の児童手当制度が始まるとともに、扶養控除・特定扶養控除が廃止された。高所得者は、児童手当本来の半額しか受け取れず、かつ、当初所得に占める割合はかなり低いものとなる。一方、扶養控除・特定扶養控除が廃止されることにより、扶養控除・特定扶養控除分だけ所得が増え、その増加分に対して当該者にとって最も高率な税率が乗じられることになる。したがって、低所得者・高所得者とも、同額の所得控除がなくなるのであるが、その後の税額計算において乗じられる税率が異なるため、相対的に高所得者にとって不利になる。つまり、所得制限がある定額の児童手当と扶養控除・特定扶養控除の廃止は高所得者にとって二重の悪影響を及ぼすわけである。

#### 4. おわりに

以上見てきたように、2000年以降、所得再分配効果は高まっている。一方、社会保険料は年々増加し、減税措置はなくなり、所得控除も縮小されており、絶対額としての各個人の負担は高まっている。その負担は高所得者に多く課されており、標準世帯全体としては、格差がより小さい状態へと向かっているといえるものの、低所得者の負担を減らすことなく、高所得者の豊かさをそれ以上に削って実現されている状態であるといえよう。

なお、本稿の分析は標準世帯に限定されたものであり、すべての世帯について適用できる議論ではない。現在、日本は少子高齢化など、国の根幹に関わるような大きな問題を抱えているが、山積している問題を解決するための鍵は少子化を食い止めることであることに議論の余地はないであろう。したがって、

子育て世帯とその他の世帯の所得再分配が最重要課題なのであり、今後の課題としたい。

### 〈参考文献〉

石川達哉 [2004] 「所得再分配効果から見た個人所得課税の推移－1984～2003年の標準世帯における年間収入階級別データに基づいて－」『ニッセイ基礎研所報』第35号。

小野正芳 [2014] 「標準世帯における所得再分配効果の推移」『千葉経済論叢』第50号，27－48頁。

厚生労働省 [2011] 『所得再分配調査』。

厚生労働省 [2014] 『所得再分配調査』。

厚生労働省 [2017] 『所得再分配調査』。

財務省 [2007] 「所得税の変更について」

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2007/zeigen/index.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2007/zeigen/index.htm) (2020年3月31日参照)

菅原佑香・内野逸勢 [2017] 「所得格差の拡大は高齢化が原因か」『大和総研調査季報』第26号，38－51頁。

総務省 [2019] 『家計調査』。

総務省 [2019] 『家計調査』用語の説明，

<https://www.stat.go.jp/data/kakei/2004np/04nh02.html> (2020年3月29日参照)。

橋本恭之 [2009] 「所得税の累進度に関する研究」『経済論集（関西大学）』第59巻第1号，1－20頁。

矢野秀利 [2012] 「税制のグランドデザイン－基本的な改革の視点からの試論」『社会学部紀要（関西大学）』第43巻第2号，61－94頁。

小野 正芳（おの まさよし）